

都立病院駐車場運営事業者 募集要項

平成29年11月

東京都病院経営本部

都立病院駐車場運営事業者 募集要項

目 次

1	基本コンセプト	2
2	事業者の資格要件	2
3	対象病院及び駐車場設備	3
4	使用許可期間及び運営期間	3
5	提示条件	3
6	公募のスケジュール	7
7	申込手続き等	7
8	事業者の選定	9
9	使用許可の手続き	9
10	決定の取消し	9

東京都病院経営本部（以下、「本部」という。）では、都立病院の駐車場を運営するに当たり、以下の条件の下で駐車場運営事業者（以下、「事業者」という。）を公募により選定します。

使用を希望される方は、次の各事項をご承知の上で応募してください。

1 基本コンセプト

都立病院では、高水準で専門性の高い医療の提供という使命を果たすだけでなく、患者さんや付添者の方々に、より快適に都立病院の施設を利用していただくことを目的として、施設の活用を図っています。

その中でも、駐車場は、車を使用して来院する患者さんやそのご家族、お見舞いにいらっしゃる方々にとって、必要不可欠な施設です。

このことを踏まえ、事業者は、患者さんや付添者等がより快適に都立病院施設を利用できるようなサービスを提供することを重視して、企画提案書を作成してください。

2 事業者の資格要件

本公募への参加者の資格要件は、次のとおりです。

ア 申込時点で、駐車場の運営実績を有している者

イ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）第2の1及び第4の規定による指名停止を受けている者でないこと。

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等でないこと。

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に規定する排除措置を受けている者でないこと。

ケ カ、キ及びクの団体から委託を受けた者でないこと。

3 対象病院及び駐車場設備

(1) 対象病院

対象病院は、下表のとおりです。

病 院 名	所 在 (住居表示)
都 立 広 尾 病 院	渋谷区恵比寿二丁目34番10号
都 立 大 塚 病 院	豊島区南大塚二丁目8番1号
都 立 墨 東 病 院	墨田区江東橋四丁目23番15号
都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台二丁目8番29号

(2) 駐車場設備

都が設置した設備(※)を使用させていただきます。(別紙1-1「駐車場設備一覧」のとおり)
ただし、墨東病院(立体駐車場)及び多摩・小児総合医療センターの対象機器については、事業者負担で機器を持ち込んでいただきます。(別紙1-2「設置機器一覧」及び別紙1-3「持ち込機器について」のとおり)

(※)主に、ゲート式パーキング装置やオートロック式パーキング装置による有人管理となります。

4 使用許可期間及び運営期間

平成30年4月1日0時から平成33年3月31日24時まで(3年間)とします。

(注1)使用許可期間開始と同時に駐車場運営を行ってください。

(注2)ただし、5(12)に該当する場合は、使用許可を取消す場合がありますのでご注意ください。

5 提示条件

(1) 運営

駐車場運営は、すべて事業者の責任において行うものとし、上記3(1)に掲げる対象病院の駐車場を一括して運営するものとします。

運営に当たっては、各病院担当部所と十分調整を行ってください。

(2) 主な業務

- ・ 駐車場の管理運営
- ・ 駐車場内及び駐車場周辺車路における安全確保
- ・ 混雑時の対応
- ・ 保守管理
- ・ 事故対応、苦情処理
- ・ 地震・台風等の災害時や緊急時の対応

(3) 使用方法

地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可によります。

(4) 使用許可財産

別紙1-1「駐車場設備一覧」のとおりです。

(5) 行政財産使用料等 ※詳細は、事前説明会(後述7(2))で説明します。

ア 使用料の算定方法

使用料の納付額は、下記の算定式に当てはめて算出した金額となります。

本要項に定める条件をもとに、減額率を提案して、別紙4-1「企画提案書」の所定欄に記入してください。

算定式中にある減額率を、本部が設定する上限以下でご提案してください。

<算定式> 行政財産使用料納付額(税別) = 評価額に基づく使用料 × [100% - 減額率]

イ 使用料の決定

審査の結果、選定された事業者が提案した減額率を上記算定式に当てはめて算出した金額が、使用料となります。

ウ 使用料の納付

上記イで決定した金額を、本部が指定する期日までに納付してください。

エ 費用の負担区分

使用許可期間中に生じる費用の負担区分は、基本的に別紙2のとおりとします。

(6) 駐車場利用料金 ※詳細は、事前説明会(後述7(2))で説明します。

利用者から徴収する利用料金は、下表のとおりとしてください。

区 分		料 金	
一般利用者		別紙4-1「 <u>企画提案書</u> 」で提案してください 【提示条件】 1時間500円以上で提案してください。 ※提案にあたっては、近隣の駐車場料金とのバランスを考慮し、患者利用が優先されるように提案してください。	
割引対象者	患者及び患者付添者	3時間まで	100円
		3時間超	100円 / 1時間
	見舞及び面会者	1時間まで	100円
		1時間超	200円 / 1時間

※なお、身体障害者（一般利用者を除く）及び生活保護受給者等、都が特に必要と認める場合については、利用料金は無料となります。

(7) 保守管理体制

主要項目は別紙3のとおりです。これを踏まえてご提案ください。

(8) 駐車場運営時間

すべての対象病院において、365日、24時間利用できるようにしてください。

(9) 管理体制

ア 有人管理必須時間帯における管理体制

常に有人管理とします。人員の休憩時間中においても休憩時間以外の人員が配置されているように、タイムスケジュールを組んでください。

病院別の有人管理必須時間帯は、下表のとおりです。

広尾病院	全日	24時間
大塚病院	全日	午前8時～午後6時
墨東病院	全日	24時間
多摩・小児総合医療センター		

イ 有人管理必須時間帯以外の時間帯における管理体制

上記ア以外の時間帯については、有人管理を行うか、もしくは、緊急事態が生じた場合に30分以内に現場に緊急対応要員を派遣する体制を整備した上での無人管理を行っていただきます。

ウ 管理に当たっては、駐車場の適正な運営の確保に関する業務並びに駐車場施設の操作及び維持管理に関する業務について相当の知識及び経験を有し、かつ都立病院職員の一員としての自覚を持ち、接遇に優れた者を従事させてください。

(10) 路外駐車場届出の手続き

駐車場法に基づき、下記病院の駐車場については、路外駐車場の届出を行い、使用許可開始日までに路外駐車場の設置に関する事務手続きを完了させてください。

【対象病院】 都立広尾病院 及び 都立大塚病院

(11) 使用上の遵守事項

ア 事業者は、使用財産について、形質の変改をしてはなりません。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

イ 使用財産を第三者に使用させてはなりません。

(12) 使用許可の取消し又は変更

次の各号に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがあります。

ア 都が使用財産を、公用または公共用に供するため必要とするとき。

イ 事業者が使用上遵守すべき事項を守らないとき、その他、都の事前承諾なく企画提案内容と異なる運営をしたとき。

(13) 使用許可終了時の条件等

事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は(12)により使用許可を取り消されたとき、直ちに自己の負担で使用財産を使用許可開始時の原状（ただし、使用許可開始後に本部で機器更新等を行った場合は、更新後の原状）に回復して返還しなければなりません。

(14) 損害賠償

事業者は、駐車場の運営に当たり、都又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(15) 報告義務

事業者には、次の事項について、都からの指示に基づき、報告を行っていただきます。

なお、各事項の報告の様式及び提出時期については、事業者決定から使用許可開始日までの間に事業者と都との協議の上、決定することとします。

ア 駐車場の利用状況

イ 収支等運営状況

ウ 事故及び利用者等からの苦情

エ その他、随時に都において必要がある事項

(16) 実地検査等

都において必要があるときには、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出を求め、その他その維持使用に関し指示することができます。

(17) その他

その他本要項への疑義や駐車場運営開始後に不明な点が生じた場合は、本部に協議してください。

6. 公募のスケジュール

募集要項の配布	11月1日(水)～11月14日(火)
申込書の提出	11月8日(水)～11月14日(火)
事前説明会	11月22日(水) 13:30～15:30
質疑書の受付	11月24日(金)～11月30日(木)
質疑書に対する回答(予定)	12月8日(金)
企画提案書等の提出	12月11日(月)～12月19日(火)
事業者からのヒアリング	1月中を予定
事業者の決定	2月中を予定
使用許可手続き(予定)	3月中を予定
使用許可(駐車場運営)開始	4月1日(日) 午前0時

7. 申込手続き等

※各種様式については、東京都病院経営本部ホームページ(<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/index.html>)よりダウンロードしてください。

(1) 事前説明会参加申込書の提出

公募参加希望者は、以下のとおり事前説明会参加申込書を持参してください。
郵送又はメールによる受付は行いません。

ア 提出書類及び提出部数

別紙5「都立病院駐車場事前説明会参加申込書」(以下、「申込書」という。)・・・1部

イ 提出期間

期間：平成29年11月8日(水)から平成29年11月14日(火)まで
時間：午前10時から午後5時まで(※正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

東京都庁第一本庁舎24階中央 病院経営本部経営企画部財務課

担当：会計担当 菅原・杉浦

電話：(ダイヤルイン) 03-5320-5817 (内線) 50-162

※東京都庁第一本庁舎24階南側入口にある内線電話で上記内線にご連絡の上、お越しください。

(2) 事前説明会

申込者には、所定の期日までに駐車場運営に係る企画提案をまとめていただきますが、これに先立ち事前説明会を開催します。

申込者は、必ず事前説明会に参加してください。

なお、事前説明会不参加の方につきましては、応募を辞退したものとみなします。

ア 説明会参加者の資格

申込書を提出した者（参加人数は3名までとさせていただきます。）

イ 主な説明内容

- (i) 概要
- (ii) 本件に係る行政財産使用料等の算定方法
- (iii) 駐車場利用料金
- (iv) ご提案いただく内容
- (v) 図面等の提示
- (vi) 現地確認（多摩・小児総合医療センター駐車場）

ウ 開催日時

平成29年11月22日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで

エ 開催場所

多摩総合医療センター内会議室（所在地：東京都府中市武蔵台二丁目8番29号）

集合時間及び場所は申込書提出時にお知らせします。

(3) 質疑及び回答

この募集要項に関する質疑は、別紙6「質疑書」により受け付けます。

質疑書はメールで提出してください。質疑書をメールで送信した後は、電話で送信した旨を連絡してください。

- ア 質疑者の資格 事前説明会に参加した事業者
- イ 受付期間 平成29年11月24日(金)から11月30日(木)午後5時まで【必着】
- ウ 留意点 質疑書の内容は、簡潔明瞭かつ必要最小限なものとしてください。
- エ 質疑への回答 平成29年12月8日(金)【予定】

(4) 企画提案書等の提出

申込書を提出した公募参加希望者は、以下のとおり企画提案書等を持参してください。

郵送による受付は行いません。また、一度提出された書類の差し替え及び返却はできません。

- ア 提出書類 別紙7「提出書類一覧」に記載の書類一式
- イ 提出期間 期間：平成29年12月11日(月)から12月19日(火)まで
時間：午前10時から午後5時まで（※正午から午後1時までを除く。）
- ウ 提出先 「7（1）ウ 提出先」と同じ。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

申込者から提出された書類（企画提案書、減額率、決算書等）を総合的に審査し、事業者を決定します。

(2) ヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、審査に当たって、申込者に提出書類の内容等についての説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 事業者の決定通知

平成30年2月中に書面により各社あてに通知する予定です。

なお、審査結果の内容についての問い合わせには応じません。

9 使用許可の手続き

都と事業者との間で使用許可の手続きを行っていただきます。

また、事業者には、各病院との間で、必要に応じて保守管理等の詳細について調整を行っていただきます。

10 決定の取消し

次の場合には、事業者としての決定を取り消します。

(1) 事業者の決定から使用許可の手続きまでの間に、事業者について資金事情の変化等により駐車場の確実な運営が履行できないと都が判断したとき。

(2) 提出された書類に虚偽が判明したとき、又は著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと都が判断したとき。

なお、上記の理由により事業者としての決定が取り消された場合は、他の希望者の中から総合的に審査し、事業者を決定します。